

議案第96号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>別表第10（第6条関係）</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p><u>(8の2) 法第52条第6項第3号の規定に基づき建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円</u></p> <p>[(9)～(22) 略]</p> <p>(23) 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物（<u>法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る。以下この号並びに第23号の3ア及びイにおいて同じ。</u>）の数が1である場合 78,000円</p> <p>[イ 略]</p> <p>[(23の2)・(23の3) 略]</p> <p>(24) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の<u>新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同項に規定する増築等をいう。以下第24号の3までにおいて同じ。）</u>の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、</p>	<p>別表第10（第6条関係）</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(9)～(22) 同左]</p> <p>(23) [同左]</p> <p>ア 建築物（<u>既存建築物を除く。以下この号並びに第23号の3ア及びイにおいて同じ。</u>）の数が1である場合 78,000円</p> <p>[イ 同左]</p> <p>[(23の2)・(23の3) 同左]</p> <p>(24) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の<u>建築</u>の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

それぞれ次に定める額

ア 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この号、次号ア及びイ並びに第24号の3ア及びイにおいて同じ。）の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 78,000円

[イ 略]

(24の2) 法第86条の2第2項の規定に基づく新築をする一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

[ア・イ 略]

(24の3) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000円

[イ 略]

[(25)～(31) 略]

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号並びに次号ア及びイにおいて同じ。）の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 78,000円

[イ 同左]

(24の2) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

[ア・イ 同左]

(24の3) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000円

[イ 同左]

[(25)～(31) 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。